

「まちづくりに関する学習支援」について

東京都都市づくり公社では、義務教育過程における東京のまちづくりに関する学習を支援するため、都内の学校教育法による小学校でまちづくりを取り扱う学習に対してその費用の助成をしています。

下記、要領を確認のうえ、お申し込みください。

記

・テーマ

「児童が自分たちの住む地域に着目し、まちの良さや個性を活かしたまちづくりを考えるなど、広くまちづくりを扱うもの」

小学校において実施されるまちづくりに関する学習によって次世代のまちづくりを担う児童が、自分たちの住む町に目を向け、まちの良さや個性を活かしたまちづくりを考える機会を設け、広くまちづくりに興味を持ち、将来にわたり東京のまちづくりに寄与する意識を育成することを目的として支援します。

・申請の要件、助成金額の上限と用途等

公社HP「まちづくりに関する学習支援要綱」をご覧ください。

・応募方法

必要事項を記入した申請書を公社宛に送付してください。

申請書は公社HPからダウンロードできます。

・選定方法

公社で審査・選考を行います。

・期 間

支援決定から令和9年（2027年）3月まで

※3月末日までに残金の戻入が必要です。

・通 知

選考結果は、応募者に通知します。

・成 果

学習成果は、公社のホームページ等において公表いたします。また、報告会等での報告をお願いする場合があります。

・応募・問合せ先

公益財団法人 東京都都市づくり公社 事業企画部 都市づくり支援室

〒192-0904 八王子市子安町4-7-1 サザンスカイトワー八王子7階

TEL 042 (686) 1910 担当：佐藤・幸田

(参考)「まちづくりに関する学習支援」についてよくある質問

Q 申請から精算までのスケジュールを教えてください。

A ①申請

申請は随時受け付けております。まずはどのような学習を検討しているかご相談ください。公社HPより関係書類をダウンロードいただき、「学習支援申請書」(様式1)をご提出ください。受理・確認したのち、公社にて支援決定をした日付以降の活動が支援対象です。

②請求

支援決定日以降に、公社より「学習支援決定通知書」(様式2)をお送りいたします。

それに基づき、「承諾書兼請求書」(様式4)をご提出いただきますと、支援額をお支払いいたします。

③報告・戻入

学習が完了いたしましたら、「まちづくりに関する学習支援報告書」(様式6)に領収書の原本を添えて、3月上旬までにご提出ください。提出期限日は、時期が近づきましたらご連絡いたします。報告書を確認したのち、残金がある場合は「学習支援戻入通知」をお送りいたしますので、それに基づき、3月中に公社口座への戻入を行ってください。

Q 「まちづくり見学会」の開催支援と併用することは可能ですか。

A 可能です。但し、同一の学習活動に対して、両方の支援を併用することは出来かねます。(例：同一日同一学年対象の、まちづくり関連施設の見学に対して、バス代を学習支援で、その他を見学会支援で申請いただくことはできません。)

Q 区市町村等からの支援と併用することは可能ですか。

A 可能です。但し、用途を明確に区分いただく必要がございます。